

## ため池や水路での事故を未然に防ぎましょう!

県内において、ため池に誤って転落する事故が発生しています。

このような事故が起こらないように、ため池や水路周辺の見回りを行い、危険な場所を遊んでいる子ども達を見かけたら注意をするなどお互いに声を掛け合ひましょう。



## ファミたんカードよりプレゼントのお知らせ!

町では、子育て家庭を応援するため、県や協賛店と連携し、「福島県子育て応援パスポート事業(ファミたんカード)」を行っています。

この度、事業の協賛店が4千を超えたことを記念して、利用者へのプレゼント企画を実施しました。

当選された方は、申し込みをすることによりプレゼントがもらえます。

### ●プレゼントの内容

携帯ストラップ  
(ファミたんのイメージをあしらったもの)

### ●プレゼントの当選者

ファミたんカードの右上に書かれている番号の下3桁が「514」の方

### ●申し込み方法

「はがきまたは「電子メール」に次の事項を記入し、申し込みをしてください。

- ①郵便番号、住所、氏名(保護者氏名)、電話番号
- ②よく利用する協賛店名(3つまで)
- ③当選番号を知った方法(新聞、ホームページ、広報紙等)
- ④当選番号が確認できるもの

▽はがきで申し込む場合  
ファミたんカードをコピーし、はがきに貼り付けてください。

▽電子メールで申し込む場合  
ファミたんカードをデジタルカメラ等で撮影し、画像ファイルを添付してください。

※番号の7桁全てが鮮明に見えるようにお願いします。

### ●申し込み先

▽はがき  
〒960-8670  
福島市杉妻町2-1-6

県庁子育て支援課

▽電子メール

ksodate@pref.fukushima.jp

### ●申し込み期限

8月31日(月)まで

### ●カードをお持ちでない方

18歳未満の子どもがいる家庭の方は、申請によりファミたんカードを受け取れます。

申請は役場窓口で、申請書を記入するだけです。

なお、申請には最年少児童または申請に来る方の健康保険証が必要です。

### ◆問い合わせ

県庁子育て支援課

☎024-521-7198

健康福祉課

☎72-6934



## 国民年金コーナー

### 退職(失業)による特例免除制度をご利用ください

厚生年金に加入していた方が退職(失業)されると、市町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行い、保険料を納めることになります。

保険料を納めることが経済的に困難な方は、申請により納付を免除される制度があり、その期間は次のように扱われます。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年にカウントされます。
- ②老齢基礎年金の3分の1の年金額が保障されます。
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間にカウントされます。

免除申請をする年度またはその前年度に退職(失業)した方は「特例免除制度」を利用することができます。この特例免除は、通常は審査の対象となる本人の所得状況が除外されて審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。

免除申請をする年度またはその前年度に退職(失業)した方は「特例免除制度」を利用することができます。この特例免除は、通常は審査の対象となる本人の所得状況が除外されて審査が行われます。ただし、配偶者や世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

※保険料の全額が免除される全額免除のほか、申請者の意思によって、保険料の一部を納

付する、4分の1免除、半額免除または4分の3免除も選択できます。

※住民票のある市町村役場へ「国民年金保険料免除申請書」を提出する必要があります。

### ●手続きに必要なもの

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ②認め印

(本人が署名する場合は不要)

③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

※配偶者、世帯主が退職された場合もこの特例免除の対象となります。

免除された期間については、10年以内であれば保険料を納める「追納制度」を利用できます。これにより、免除された老齢基礎年金の満額が保障されます。

### ◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-932-3480

町民生活課

☎72-6933